



- 1 令和4年の労働施策総合推進法の改正により、パワーハラスメントの防止、セクシュアルハラスメント対策等、人権に関する研修に取り組んでいます。  
引き続き、職員研修等により、働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 2 児童福祉施設等において、児童の安全確保の取り組みのため、「安全計画」の策定が義務付けられ、「むく」及び「むくっこ」においても、策定した「安全計画」に基づき、児童の安全確保に努めています。
- 3 送迎用バス内での子どもの置き去り事故を受け、児童の送迎車への安全装置の装備が義務化され、本法人においても、対象車両に安全装置を取り付けています。
- 4 送迎業務において、義務化された自動車の運転者へのアルコールチェックを着実に実施しています。
- 5 策定が義務化された業務継続計画（BCP）について、本法人では、全職員の参画により策定した計画に基づき、感染症や自然災害が発生、拡大した場合においても、利用者が必要とするサービスを、継続して、安定的に提供できるように、全職員への研修、訓練等を実施しています。
- 6 職員の介護負担の軽減と、利用者の安心・安全の確保のため、ノーリフティングケアとして、購入及びリース契約により、2基の床走行リフトを導入しています。
- 7 ICT（情報通信技術）等の活用については、職員への情報共有手段としてのLine works（ラインワークス）の導入、Web（ウェブ）による職員給与支払明細書の電子化（希望者は、紙ベース対応）、じねんじょの活動報告等のSNSでの配信等を行いました。  
また、（株）神戸製鋼（コベルコ基金）からのご寄付により、「むくっこ」の利用者へ「視線入力」のシステムを導入しています。
- 8 公益事業振興補助事業として、公益財団法人JKA（ケイリン）による福祉車両（申請中）の購入を行いました。
- 9 新型コロナウイルス感染症については、令和5年に5類感染症に位置付けられていますが、その他の感染症も併せ、手指の消毒等、感染予防対策等を継続して行っています。
- 10 地域貢献及び公益的活動については、他の福祉の団体等と連携・協働を図るとともに、生活介護の活動（Jマルシェ）として、施設の地域開放にも取り組んでいます。  
また、近隣中学校の職場体験、保育士、社会福祉士及び看護実習等の受入も、積極的に行っています。